

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																	
保育・介護・ビジネス名古屋専門学校		平成3年9月24日		中島 恒雄		〒 460-0002 (住所) 名古屋市中区丸の内2-6-4 (電話) 052-222-5673																																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																	
学校法人たちばな学園		平成3年9月24日		理事長 中島恒雄		〒 460-0002 (住所) 名古屋市中区丸の内2-6-4 (電話) 052-222-5673																																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																													
教育・社会福祉		教育・社会福祉 専門課程		介護福祉学科		平成10(1998)年度				平成26(2014)年度																													
学科の目的		高齢者や障がい者の尊厳と自立を尊重した質の高い介護を提供できる介護福祉士を養成する。介護における専門知識と技術だけでなく、幅広い知識と教養を身につけ、その人に応じた生活を創造できる問題解決能力とリーダーシップを備えた介護福祉士を養成する。																																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		■卒業時取得資格:介護福祉士国家試験受験資格、レクリエーション・インストラクター資格 ■途中退学者:4名 ■退学率:11.4% 令和4年4月1日時点において、在学者35名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者31名(令和5年3月31日卒業者を含む)																																					
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																									
2年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入		1,956 単位時間 1,130 単位時間		280 単位時間		456 単位時間		0 単位時間		90 単位時間																									
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																	
76人		21人		10人		48%																																	
就職等の状況		■卒業者数(G) : 22人 ■就職希望者数(D) : 20人 ■就職者数(E) : 20人 ■地元就職者数(F) : 18人 ■就職率(E/D) : 100% ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 90% ■卒業者に占める就職者の割合(E/G) : 91% ■進学者数 : 2人 ■その他 : 0人 (令和4年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 有料老人ホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、複合型介護施設																																					
第三者による学校評価		民間の評価機関等から第三者評価: ※有る場合、例えば以下について任意記載				無																																	
当該学科のホームページURL		https://nagoya-college.ac.jp/hoiku/course/kaigofukushi/																																					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A:単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>1,956 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>456 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,956 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>456 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> (B:単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>										総授業時数	1,956 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	456 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	1,956 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	456 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	1,956 単位時間																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	456 単位時間																																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																						
うち必修授業時数	1,956 単位時間																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	456 単位時間																																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																						
総授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																						
うち必修授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																						
教員の属性(専任教員について記入)		<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>4人</td> </tr> </table>										① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	4人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1人																																						
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人																																						
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																						
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人																																						
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																						
計	4人																																						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4人																																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

平成19年に出された「求められる介護福祉士像」及び「資格取得時の到達目標」並びに、平成23年介護協から出された「介護福祉士養成課程卒業時の到達目標」を基に、将来、福祉や介護の現場で欠かせない人材となるよう教育課程を編成している。また、現場実践能力向上のために、チームワークやリーダーシップ、レクリエーションの実践力を教科や教科外に取り入れている。(例:施設実習ではレクリエーションを提供し利用者とふれあう。合同ホームルームの実施。)更に卒業時には国家資格の専門職としてふさわしい行動がとれることを目標としている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

年2回以上、教育課程編成委員会にて教育課程・授業科目について意見交換し、そこで出された意見をまとめた事項を学校長に提言し、学校長または教育内容の必要性を精査し理事会の審議に付し、教育課程の編成にフィードバックさせる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年3月31日現在

名前	所属	任期	種別
砂原 大亮	社会福祉法人愛生福祉会 特別養護老人ホーム愛生苑 施設長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	③
富田 捷治	名古屋市中区社会福祉協議会 地域福祉生活計画 策定委員 学校法人たちばな学園 監事	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	①
中島 恒雄	学校法人たちばな学園 理事長・評議員 保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 学校長 教育学博士	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	—
小林 誠	学校法人たちばな学園 評議員・事務局長 教務課 課長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	—
鈴木 くみ	学校法人たちばな学園 顧問	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	—
河崎 淳	学校法人たちばな学園 評議員 総務課 課長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	—
中山 利徳	学校法人たちばな学園 入学課 課長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	—
岩切 英隆	学校法人たちばな学園 評議員 保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 教務課 課長補佐 介護福祉学科 学科長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)※前任者退任のため任期引継ぎ	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (11月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年11月9日 13:00～14:15

第2回 令和4年12月9日 11:25～12:25

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学生の教育効果を上げるために教育課程編成時期の再確認、また留学生の日本語能力の向上となる補講を実施し、日本人学生とともに、国家試験の合格率向上への取り組みとして、「学生が理解するために必要な説明を行う」、「過去問題を繰り返し解答し暗記する」の2点に重点を置いた授業展開とした。また学生(留学生)が学業に集中できるよう、施設奨学金を確保する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習は、1年次から2年次へと順次難易度が上がっていくので、実習指導も学生の学習進度や習熟度に合わせて指導が行えるよう実習施設の現場と細かく調整を行う。また、実習は複数の施設で行うので、到達目標を示すことなどで、指導内容の水準が統一できるように調整を行う。更に、各施設の指導者の個人的価値基準で評価をしないように調整を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前訪問にて施設指導者と実習の目的や到達目標等について打合せを行っている。実習中は教員が巡回指導を行う中で、施設指導者に学生の状況や実習の進捗等について情報を共有している。実習終了後は、当校の評価表を用いて施設指導者に学生の評価をしていただき、その結果をもとに当校で成績評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	介護の対象者を理解し、関係の成立・発展について学ぶと共に、生活支援技術の基礎を習得する。	愛生苑、五条の里、南山の郷、いつきの里石川橋、名東老人保健施設など(全13施設)
介護実習Ⅱ	利用者の生活の場である様々な介護現場において、利用者の生活や多様なニーズについて考え、それぞれの場における介護の特徴を理解する。	愛生苑デイサービスセンター、デイサービスセンター五条の里、南山の郷デイサービスセンター、グループホーム中小田井、レジデンシャルケア徳川町(全16施設)
介護実習Ⅲ	利用者の状況に応じた介護を実践するための基礎となる生活支援技術と介護過程展開の技術を身につける。	愛生苑、五条の里、南山の郷、名東老人保健施設、岩倉一期一会荘など(全10施設)
介護実習Ⅳ	介護の対象となる利用者を理解し、個性に応じた介護を展開する基礎を身につけると共に、チームの一員として介護を遂行する能力、介護の専門職としての態度を身につける。	愛生苑、五条の里、南山の郷、清洲の里、名東老人保健施設など(全10施設)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学校法人の就業規第2章 第6条には、「教職員は、その職務遂行のため、自発的研修に励み、かつ理事長又は校長の行う研修、講義又は、理事長又は校長の指定した各種団体等の行う研修を受け資質の向上に努めなければならない。又、理事長又は校長講義のノート、レポート、試験、研究課題が課せられる時はすすんで出席し、良い研修・研究成果をあげるよう努力しなければならない。」と規定されている。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	2022年度介護協外国人留学生受入れ研修	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和4年8月27日(土)	対象: 介護福祉士養成施設教員等
内容	「外国人留学生の受け入れて起こる問題事例」、「外国人留学生の適正な受入れとは一課題解決へのヒント」、「外国人留学生受入れの好事例」	
研修名:	全国教職員研修会	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和4年11月17日(木)	対象: 介護福祉士養成施設教職員等
内容	進化・深化する介護、ケアの力 ～養成教育の持続的発展をめざして～	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	東京福祉大学 教職員研修会	連携企業等: 東京福祉大学
期間:	令和4年 全20回	対象: 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員、学校法人たちばな学園
内容	21世紀の大学教育改革	
研修名:	茶屋四郎次郎記念学術学会大会	連携企業等: 茶屋四郎次郎記念学術学会
期間:	令和5年3月5日	対象: 茶屋四郎次郎記念学術学会会員
内容	東アジア諸国における介護専門職の動向について他	
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	全国教職員研修会	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年10月27日(金)	対象: 介護福祉士養成施設教職員等
内容	介護福祉士養成施設の存在意義の再検討 ～介護福祉士の未来像を問う～	
研修名:	第30回全国大会・第21回日本介護学会inいばらき	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年11月11日(土)～12日(日)	対象: 介護福祉士養成施設教職員等
内容	「介護新時代のMAKUAKEをいばらきから」～感じる 考える 気づく つながる～	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	東京福祉大学 教職員研修会	連携企業等: 東京福祉大学
期間:	令和5年 全20回	対象: 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員、学校法人たちばな学園
内容	21世紀の大学教育改革	
研修名:	職員の介護技術研修	連携企業等: 社会福祉法人 愛知育児院 特別養護老人ホーム南山の郷
期間:	令和5年11月、令和6年1月、令和6年3月 計3回	対象: 社会福祉法人 愛知育児院 職員
内容	認知症の心身の理解とBPSDに対するケアのあり方	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行う。その際、学校関係者として企業等の役職者を参画させる。評価項目は「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目に対応させ、客観性・透明性を高めるよう努める。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・人材育成像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校全体としては、教科担当の人事採用、内部的人事異動、教育環境整備等に活かしている。教育活動に関しては、科目年次配当の変更、関係教職員間での情報共有等に活かしており、特に授業アンケートに関する面では、以降の授業に活用できるように準備している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
砂原 大亮	社会福祉法人愛生福祉会 特別養護老人ホーム 愛生苑 施設長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
富田 捷治	名古屋市中区社会福祉協議会 地域福祉活動計画 策定委員	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
平手 裕三	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 介護福祉学科 平成15年度卒業生	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	卒業生
鈴木 くみ	元 愛知県社会福祉協議会 相談員 学校法人たちばな学園 顧問	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
以下余白			

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nagoya-college.ac.jp/>
公表時期: 2023年2月14日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の教育理念に基づき行っている教育活動・学生支援等の実践内容を企業等の学校関係者に対し、分かりやすく情報提供する。その際、客観性・透明性を高めることに努める。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の沿革、資格・就職
(2) 各学科等の教育	学科紹介、教育システム
(3) 教職員	学校パンフレット
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育システム
(5) 様々な教育活動・教育環境	教育システム、校舎・施設
(6) 学生の生活支援	資格・就職(就職支援室サポート)
(7) 学生納付金・修学支援	入学試験(学費について)、奨学金制度
(8) 学校の財務	決算書
(9) 学校評価	学校自己評価報告書
(10) 国際連携の状況	なし
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://nagoya-college.ac.jp/>

公表時期:

2023年2月14日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法				場所	教員兼任	企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実	校内			
1	○			人間の尊厳と自立と福祉	人間の尊厳の保持と自立に関連して、人間の多面的理解、人間の尊厳、自立・自律、権利擁護・アドボカシー、人権尊重、身体的・精神的・社会的な自立支援などについて理解する。	1後	30	2	○			○		
2	○			人間関係とコミュニケーション	人間関係と心理、対人関係とコミュニケーション、コミュニケーションを促す環境、コミュニケーションの技法、直接・間接援助技術、個別・集団援助技術、スーパービジョン・コンサルテーション、ケアマネジメント	1前2前	60	4	○	△		○		○
3	○			情報処理論	言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーション、記述によるコミュニケーション、情報の伝達と言語表現、情報管理と個人情報保護、道具による情報の伝達・処理と表現と管理	2後	30	2			○	○		○
4	○			社会の理解Ⅰ	生活の構造、家族、地域社会と個人、人と社会、組織、ライフスタイルの変化、生活の支援と福祉の体系、介護保険制度の概要、介護実践にかかわる諸制度等について理解する。	1前	30	2	○	△		○		○
5	○			社会の理解Ⅱ	わが国における社会保障のしくみ、障害の概念と実態、障害者福祉の基本理念、障害者の自立支援を担う法制度のあり方や関連施策について理解する。	1後	30	2	○	△		○		○
6	○			公的扶助論	社会保障関連制度、公的扶助の概念と範囲、現代社会における公的扶助の役割と意義、生活保護法と生活保護制度の具体的な仕組み、各種の社会手当、要保護者・被保護者に対する生活保護制度における相談援助活動	2後	30	2	○			○		○
7	○			法学	民法の契約、成年後見制度、債権と物権、不法行為、婚姻と離婚、親子と扶養、法定相続、遺言、行政法、憲法の基本的人権の尊重、統治機構などについて理解させる。	2後	30	2	○			○		○
8	○			レクリエーション論	レクリエーションとは何か。ものごとを遂行するための、組織・対人関係・リーダーシップ・人材育成について理解する。生活文化の楽しみ方。	1後	30	2	○			○		○
9	○			介護の基本Ⅰ	介護福祉士を取り巻く状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ、自立に向けた介護、介護サービス、介護を必要とする人の理解、介護従事者の倫理等について理解する。	1前	60	4	○	△		○		○
10	○			介護の基本Ⅱ	介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護従事者の安全について理解する。	2後	30	2	○	△		○		○
11	○			介護の基本Ⅲ	尊厳を支える介護、QOL、ノーマライゼーション、利用者主体、介護を必要とする人の理解、介護実践における連携等、介護に必要な基礎的知識を理解する。	2前	30	2	○	△		○		○
12	○			介護の基本Ⅳ	人間の多様性・複雑性の理解〔家族・福祉・衣食住（生活技術、生活文化）その他〕。消費生活等に関する基本。高齢者の暮らしの実際（生活支援とは何か等）	1前	30	2	○	△		○		○
13	○			介護の基本Ⅴ	リハビリテーションの考え方、実際、施設や在宅におけるリハビリテーション、介護予防、連携等について理解する。	2前	30	2	○			○		○
14	○			コミュニケーション技術Ⅰ	利用者・家族とのコミュニケーションの実際について理解する。	2後	30	2	○	△		○		○
15	○			コミュニケーション技術Ⅱ	介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割、利用者・家族との関係作り、利用者の状況に応じたコミュニケーションの技法の実際、記録による情報の共有化、報告、会議、介護福祉用語等について理解する。	1前	30	2	○	△		○		○
16	○			生活支援技術Ⅰ	生活支援が的確にできるように、高齢者や障害者の生活に対する理解と認識を深める。自律に向けた住居環境の整備全般について理解する。	1後	30	2	○			○		○
17	○			生活支援技術Ⅱ	自立に向けた家事の介護（家事・調理・洗濯・掃除・裁縫・衣類・寝具の管理・買い物・家計）。自立に向けた住居環境の整備（バリアフリー、ユニバーサルデザイン、住宅改修等）。	2前	60	2	○		△	○		○
18	○			生活支援技術Ⅲ	自立に向けた基本となる介護技術、身じたく、移動、食事、入浴・清潔保持、排泄、睡眠の介護、終末期の介護、緊急時の対応等について理解する。	1通	##	4	△	○		○		○
19	○			生活支援技術Ⅳ	利用者のさまざまな状態・状況に応じた介護技術について理解する。	2前	60	2	○			○		○
20	○			生活支援技術Ⅴ	聴覚言語障害のある人の理解、手話の基本的な知識と技術、視覚障害のある人の理解、点字の基本的な知識と技術について理解する。	1前	30	2	△	○		○		○
21	○			介護過程Ⅰ	介護課程の意義、目的・目標、情報収集とアセスメント、課題、目標、計画、実施、評価について理解する。	1前	30	2	○	△		○		○
22	○			介護過程Ⅱ	自立に向けた介護課程の展開の実際、利用者の状態・状況に応じた介護課程の展開の実際について理解する。	1後	60	4	○	△		○		○
23	○			介護過程Ⅲ	ケースカンファレンス、サービス担当者会議、介護課程とケアプラン（介護サービス計画）、他の職種との連携等について理解する。	2前	30	2	○	△		○		○

24	○	介護過程Ⅳ	ケーススタディの目的、事例のまとめかた、発表方法について理解する。	2 後	30	2	○	△	○	○		
25	○	介護総合演習Ⅰ	実習の目的・目標、実習の進め方、注意事項、記録の書き方と提出方法、事前訪問と事後のお礼、容姿・服装・態度、マナーなどについて理解する。	1 前	30	1	△	○	○	○		
26	○	介護総合演習Ⅱ	実習の目的・目標、実習の進め方、注意事項、記録の書き方と提出方法、事前訪問と事後のお礼、容姿・服装・態度、マナーなどについて理解する。	1 後	30	1	△	○	○	○		
27	○	介護総合演習Ⅲ	実習の目的・目標、実習の進め方、注意事項、記録の書き方と提出方法、事前訪問と事後のお礼、容姿・服装・態度、マナーなどについて理解する。	2 前	30	1	△	○	○	○		
28	○	介護総合演習Ⅳ	個々人のQOLの本質を考えたレク・サービスを提供していくためには、利用者の情報収集-援助計画-実施-評価-ステップアップという過程を踏まえた援助を展開していく必要があることを理解する。	2 後	30	1	△	○	○	○		
29	○	介護実習Ⅰ	介護の対象者を理解し、関係の成立・発展について学ぶと共に、生活支援技術の基礎を習得する。	1 前	88	10			○	○	○	○
30	○	介護実習Ⅱ	利用者の生活の場であるさまざまな介護現場において、利用者の生活や多様なニーズについて考え、それぞれの場における介護の特徴を理解する。	1 後 2 後	48				○	○	○	○
31	○	介護実習Ⅲ	利用者の状況に応じた介護を実践するための基礎となる、生活支援技術と介護過程展開の技術を身につける。	1 後	##				○	○	○	○
32	○	介護実習Ⅳ	介護の対象となる利用者を理解し、個性に応じた介護を展開する基礎を身につけると共に、チームの一員として介護を遂行する能力、介護の専門職としての態度を身につける。	2 前	##				○	○	○	○
33	○	発達と老化の理解Ⅰ	人間の成長と発達、発達心理、老年期の定義、老年期の発達課題、適応機制と心理問題への対処法を理解する。	2 前	30	2	○		○	○		
34	○	発達と老化の理解Ⅱ	老化に伴う心身の変化の特徴、老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響、高齢者の心理、高齢者の疾病と生活上の留意点、高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点、保健医療職との連携等について理解する。	2 前	30	2	○		○	○		
35	○	認知症の理解Ⅰ	認知症ケアの歴史、認知症ケアの理念と視点、認知症高齢者の現状と今後、認知症に関する行政の方針と施策、地域におけるサポート体制、チームアプローチ等について理解する。	2 後	15	1	○		○	○		
36	○	認知症の理解Ⅱ	認知症による障害、認知症に間違えられやすい症状、認知症の原因となる主な疾患等について理解する。	1 後	15	1	○		○	○		
37	○	認知症の理解Ⅲ	認知症の変化が生活に及ぼす影響、認知症の人の初期・中期・後期・ターミナル期の介護、家族の支援等について理解する。	2 前	30	2	○		○	○		
38	○	障害の理解Ⅰ	障害の概念、障害者福祉の基本理念、障害のある人の心理、障害に伴う機能の変化と日常生活への影響、地域におけるサポート体制、チームアプローチ、家族への支援等について理解する。	2 前	30	2	○		○	○		
39	○	障害の理解Ⅱ	身体障害（内部障害を含む）、精神障害、知的障害、発達障害、難病等及び障害のある人の心理等について理解する。	1 後	30	2	○		○	○		
40	○	こころとからだのしくみⅠ	人間の欲求の基本的理解、自己概念と尊厳、こころのしくみの基礎を理解する。	1 後	30	2	○		○	○		
41	○	こころとからだのしくみⅡ	人体の構造と機能、機能障害について理解する。	1 前	60	4	○		○	○		
42	○	こころとからだのしくみⅢ	身じたく、移動、食事、入浴、清潔保持、排泄、睡眠、死にゆく人のこころとからだのしくみを理解する。	1 前	30	2	○		○	○		
43	○	医療的ケアの理解	①医療的ケア実施の基礎、②喀痰吸引の基礎的知識・実施手順、③経管栄養の基礎的知識および実施手順	1 後	50		○		○	○		
44	○	医療的ケア演習	医療的ケア実施の基礎を踏まえ、喀痰吸引及び経管栄養の基礎的技術を修得する。	2 前	10		○		○	○		
45	○	レクリエーション実技	個々人のQOLの本質を考えたレク・サービスを提供していくためには、利用者の情報収集-援助計画-実施-評価-ステップアップという過程を踏まえた援助を展開していく必要があることを理解する。	1 後 2 前	60	2	△		○	○	○	
46	○	○ キャンプ概論	援助計画を立て、他の関連職員や社会資源などとも連携しながら、協力体制を築いて活動支援を行う必要性を学ぶ。	2 後	30	1	○		○	○	○	
合計					46	科目			1986 単位（単位時間）			

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：本校所定の科目を全て履修し、修得すること。		1学年の学期区分	2期
履修方法：規程の出席数を満たし、科目試験、介護実習に合格していること。		1学期の授業期間	16週
（留意事項）			
1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。			
2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。			